

イタリアでビジネスを開始する

1. 概要

イタリアはEUの一員であり、面積は301,230㎡、日本の約5分の4で地中海の真ん中という重要な位置にある。人口は約6,000万、1k㎡あたりの人口は196人である。主要都市はローマ、ミラノ、ナポリ、トリノで、主産業はサービス業65,1%、工業30,7%、農業4.7%である。一人当たり名目GDPは25,050ユーロである(2016年IMF)。イタリアは二院制の共和制をとっており、大統領はセルジオ・マッタレッラ大統領。憲法により20の地域に分かれ、公衆衛生、教育、農業、観光などの領域では立法の自治が認められている。

2. ビジネス環境

イタリアは世界で8番目に大きな経済規模で、製造業では5位である。輸出額は4,310億ユーロ、輸入額は4,360億ユーロ(2016年イタリア国立統計研究所)である。商業活動は北部に集中しており、西はトリノから東はベネチアまでで国民所得の50%を稼ぐ。経済は中小企業が90%を占め、イタリアのGDPの70%を生産する。

海外の会社にビジネスチャンスがあるとすれば、電気通信機器及びサービス、再生エネルギー、旅行、観光、生命科学、安全保安、空港、地上設備などである。高成長が見込まれる分野はファッション、家具、資本財、宇宙、ロボット、薬学とバイオテクノロジーである。イタリアの出生率は世界で最も低い国の1つであり、65歳以上の人口に占める割合は22%、14歳以下はたった13,7%であるが、人口動態とライフスタイルはの変化はビジネスチャンスとも言える。

海外の投資家がビジネスを開始する際EU、国、地域による様々なインセンティブもある。詳細な情報は9項、経済開発省のウェブサイトを参照してほしい。

3. 会社の種類

海外の投資家は1. 合弁会社設立 2. 会社設立 3. 支店、子会社設立 4. 駐在所の開設のいずれかでビジネスを開始できる。イタリア最も一般的な会社形態は株式会社(S.p.A.)と有限会社(S.r.l.)である。

・Società per Azioni (S.p.A.): 50,000ユーロ以上の資本で登録できる株式会社。株は普通株、優先株、社員株、貯蓄株(株主総会で議決権も出席権もない)など異なる種類を発行できる。会社に関するあらゆる決定権は最低年1回開かれる株主総会にある。

・Società a responsabilità limitata (S.r.l.): 最低資本金10,000ユーロの有限会社。株主は組織、経営、機能に関するルールをより自由に決定できる。株式会社と違い、資金の代わりにサービスを提供することで株主になること、出資額と異なる割合での分配、特定の出資者に特別な権利を与えることも可能である。法廷監査人は例えば資本金が50,000ユーロを超えた、2年連続して資本計が440万ユーロを超えた、売上が880万ユーロを超えた、3年の平均採用人数が50人を超えた等の場合のみ設置義務がある。

最近 10,000 ユーロ以下の資本金、簡素な手続きと低いコストでも設立できる新しいタイプの有限会社が発表されたが、一般的ではない。銀行と顧客が低資本の会社と付合うことを躊躇するからである。

- ・ *Società a responsabilità limitata a capitale ridotto* (S.r.l.c.r) : 資本金が緩和され 35 歳以下の個人だけが設立できる有限会社。通常の S.r.l より簡素な手続きで設立し管理できる。

- ・ Unlimited Partnership (*Società in nome collettivo*) : 無限責任組合。組合員が全ての法、契約取引に対し無制限責任を持ち、全組合員が組合の業務執行を行う。イタリア法では一般的に組合員の利益の移転を制限する。

- ・ Limited Partnership (*Società in accomandita semplice*) : 有限責任組合。拠出した資本の範囲内のみ責任を負う有限責任社員と無限責任社員からなる。無限責任社員だけが組合の執行権を持つ。

- ・ Partnership Represented by Shares (*Società in accomandita per azioni*) : 組織と特徴は有限責任組合と類似している。ただし株は組合員の出資の割合を表し、有限責任組合の規則によって支配される。

- ・ ベネフィットカンパニー : イタリアは米国のいわゆる「社会福利」 (SB) 法制度 (2015 年 12 月 28 日法律第 208 号) を導入した最初の国で、イタリア SB の特徴は次のとおりである。(i) 財務的収益に加えて一般公益を創出する法的義務 (ii) 人、地域社会、環境、文化および社会活動、協会およびその他の利害関係者 (以下総称して「受益者」と総称する) に責任ある持続可能かつ透明な方法で活動すること (iii) 取締役は報告書を提出し、SB の活動の効果が法律で定められた要件に合っているかを毎年評価されること。

- ・ 支店 : 法律上自治はなく、支店活動の責任は本社が持つ。税務上支店は恒久的施設とみなされ課税対象となる。支店は支店の帳簿を保有し、毎年付加価値税 (VAT) と所得税申告書を提出し、本社の年次財務諸表を会社登記所に提出しなければならない。

- ・ 駐在員事務所 : 法律上の自治はなく、マーケティングや販促宣伝活動または市場調査のみを行うことができ、販売、サービスの提供などの商業活動を行うことはできない。したがって、税務上外国企業の恒久的施設とはみなされず、課税されない。

4. 会社の設立と登記

会社の設立証書及び定款を公証人の前で署名することにより企業が設立される。証書に署名する個人は、外国企業の名前で署名する場合、その権限を証する合法的な委任状を提出する必要がある、署名者が委任状に署名する権限を正当に付与されていることを法的に証明しなければならない。

公証人は公務員であり、当事者によって支払を受けるが、有効に証書に権限を与える行為が行われるように公共の利益を保護しなければならない。コモンロー国の公証人とは対照的に、証書の署名が真実であることを証明する責任があるだけでなく、証書の本案が法律に準拠しているかどうかをチェックする責任もある。公証人には、会社の登録義務に加え、不動産の売却、寄付その他多くの行為の執行権限が付与されている。

5. 銀行口座開設

すべてのイタリア人および外国人は、イタリアの課税対象ではない場合でも、自分の納税者番号 (Codice Fiscale) を取得する必要がある。この番号は、政府機関や他の当事者と取引する人や企業を特定するために使用され、海外の居住者のために、地方税務局 (Agenzie delle Entrate) またはイタリア領事館で請求することができる。納税者番号はイタリアに居住していない外国人も請求することができる。たとえば、イタリアの会社役員に任命された人 (イタリア滞在者ではなくても) やイタリアの不動産を購入する人、財産を借りる人、銀行口座を開設する人など。

銀行口座を開設するには、企業は登記局 (Registro Imprese) に最初に登録する必要がある。会社の役員は、役員が登記局に登録される権限 (会社取締役会がある場合は、特定の取締役会決議が必要) がある証拠を銀行に提出する必要がある。マネー・ローンダリング規定を満たすため、銀行は会社の最終受益者である個人の身元を証明する合法的文書を要求する。

イタリアに住む外国人は普通預金口座を開設することができる。非居住者 (滞在許可証を持たず、居住者としても登録されていない者) は、非居住外国人のために特別な銀行口座を開設することができる。当座預金口座を開くには、有効な納税者番号と身分証明書が必要で、一部の銀行では法的要件ではないが、居住証明書の提示が必要となる場合がある。

6. オフィス物件の賃貸

平均的なイタリアの賃貸借契約は、4 + 4 (4年経過後4年更新) または3 + 2 (3年経過後2年更新) のいずれかである。一定の条件 (例えば労働者の一時移転) では、より短期間の契約を規定することができる。リースの署名者が契約を実行する権利を持つことを確認するため、常に所有者の証拠 (visura catastale) を家主に求めた方が良い。一般的に年間賃料は、政府庁 (ISTAT) によって計算されたインフレ指数によって毎年増加する。

賃借人は6ヶ月前の予告でいつでも契約を終了することが法律により認められているが、重大な理由が存在する場合 (賃借人が証明する場合のみ) に限る。重大な理由がない場合でも賃借人に早期終了を促す特別条項を契約書に含めることが望ましいだろう。すべてのリースは2、3か月の賃料相当の標準保証金を必要とする。これは損害と未払い家賃のみをカバーする。契約の終了時に家主が保証金を保持しようと損害を主張するため、頻繁に返還に関する論争が起こる。したがって、保証金は現金ではなく、銀行または保険の保証を提供する方が良い。

不動産業者の手数料は、通常、賃料の1、2か月か、年間賃料の10-20%だが、交渉は可能である。賃貸契約は、執行から30日以内に登録庁に提出されなければならないが、通常家主の義務だが、登録税は両当事者間で50/50に分けられる。賃借人は、水道料金、ガス料金、エネルギー料金、セントラルヒーティング、エレベーターのメンテナンス、階段の清掃、中庭と庭の通常のメンテナンス、セントラルシステムからの冷水、アパートの運営にかかる費用、および廃棄税など資産に関するすべてのサービス費用を支払う責任がある。契約終了時に紛争を避けるため、賃借人との契約に規定されているかどうかを確認することを勧める。かかる費用の額を査定するため、前年度の請求書のコピーを家主に請求した方が良い。

賃借人はまた、衛生設備、電気システム、配管、ガスおよび給湯システムの修理に関連する費用 (ボイラーの年間排出量のチェックを含む) の責任も負っている。屋根の変更、建物の再塗装など、特別な費用はすべて家主が負担する。契約満了時には、通常損耗を棄損することなく、同じ条件で所

有者に返却する必要がある。家主に返還する前には物件内部の写真を撮っておいたほうが良い。多くの家主は、リース終了時に通常の損耗とはみなされないと主張し、不動産内部の塗替えを賃借人の責任にしようとする。したがって再塗装条項が含まれている場合、慎重にチェックし、完全な再塗装が要求されていないことを確認する必要がある。

7. 入国管理

EU 市民：イタリアは EU のメンバーで EU 市民は労働許可なしでイタリアに滞在し、働くことができるが、地方の市役所に登録する必要がある。

EU 以外の市民：長期滞在ビザを取得する必要がある。様々な種類の就労ビザがある。

1) ブルーカード：イタリア企業に採用される非 EU 労働者は、政府が毎年発行するクォータ（割当）に従う必要がある。クォータ制度の例外は、高度技能労働者、3 年間以上の大学の卒業証書を持っており、最低 1 年の契約と 25,000 ユーロ以上の年収をもらう者で、いわゆるブルーカード許可を得ることができる。特定の条件下で他の EU 諸国でも、発行から 18 ヶ月後に使用することが可能である。

2) 自律的労働 VISA：クォータの対象で次のような個人に認められる。例えばイタリアでコンサルタントとして単独で働くために開業したり、免許のある職業（医師、建築家または弁護士等）で開業したり、会社を設立したり、イタリア企業の法的代表者として任命された個人（会社が少なくとも 3 年間営業している必要がある）などである。

3) 指定労働者（"lavoratori distaccati"）：クォータの影響は受けないが、労働者が一定期間（最長 5 年）イタリア企業に勤務する場合に発行することができる。社内転勤やサービス契約に基づく労働者などで、外国企業の従業員名簿に残っていても発行は可能。

4) 上記のカテゴリに加えて、ジャーナリスト、アスリート、芸術家、看護師などの一時的な勤務のためにイタリアで働くことができる労働者用の特別なカテゴリーがいくつか存在する。他の EU 加盟国から発行された労働許可証を持ち、現地で雇用されている人は、雇用主とイタリアの会社との間のサービス契約に基づいてイタリアに移転することができる。

5) 社内派遣の条件を満たす労働者（同分野での 6 カ月の年功、受入会社と送出国は同グループ内）が、イタリア受入会社の利益のために「フリーランス」活動を行う場合、自営労働許可を取得することができる。

・選択的滞在ビザ：出身国で多額の貯蓄や財産があり、働かずにイタリアに住むことができる個人が取得できる。申請者がイタリアで不動産を購入した場合、ビザ取得の可能性は高くなるが、必須要件ではなく、借りた不動産でも十分である。申請者の所得は、現在の雇用や他の仕事から得られたものでは許可されず、例えば所有不動産、貯蓄口座または有価証券から得られる安定した収入源を示す必要がある。許可要因は、申請人が働かなくてもイタリアに住むことを可能にする十分な財産があることを証明することで、法律で定められている最小限の基準は年間 31,000 ユーロである。しかし、領事ははるかに高い収入を要求する完全な裁量権を持ち、そうすることが多い。

・ Start up visa : 「革新的な企業」を設立しようとする個人与えられる自営業用ビザ。革新的なプロジェクトと事業計画を経済開発省に提出し、ビザ取得後に最低 5 万ユーロの投資可能な資金があることを証明する必要がある。

・ New Investor' s visa : 新しい投資家向けビザ : この資格を得るためには次の投資が必要

a) イタリア国債に少なくとも 200 万ドル - 少なくとも 2 年間維持

b) イタリアに拠点を置く 100 万ユーロ以上の資本金の会社を設立する。スタートアップ会社の場合は 50 万ユーロ以上

c) 文化、教育、移民、科学研究、文化財および景観の分野における公益のプロジェクトを支援する少なくとも 100 万ユーロ以上の慈善資金

8. 労働法

雇用関係は、民法、労働者権章法 (Statuto dei Lavoratori)、労働組合と業界団体間で定められた労働協約 (CLA) によって規制されている。規則は従業員数、ブルーカラー、管理職、役員等によって異なる。

A) 標準従業員とホワイトカラー (quadri)

雇用手続 : (a) CLA に定められた雇用される従業員の分類レベルを特定する。 (d) 雇用の 1 日前に労働当局 (Centro Unico per impiego) に通知する。この通知は自動的に社会保障庁 (INPS) および国家保険庁 (INAIL) にも送られる。

試用期間 : 試用期間は、従業員の分類レベルに従う。レベル 6&7 の 30 日試用期間からレベル 1 の 6 ヶ月試用期間まで異なる。試用期間は当事者の同意で短縮はできるが、延長はできない。

・ 分類レベル : 従業員は 7 つの異なるカテゴリに分類される。レベル 1 は最高、レベル 7 は最低である。カテゴリ内での分類により最低給与水準、休暇手当、雇用関係終了時の通知期間、および試用期間が決定される。

・ 給与 : 最低給与水準は、CLA 分類レベルに従って固定されている。現実にはしばしば CLA が定めた最低給与水準をはるかに上回る。給与は毎月支払われ、7 月と 12 月に 2 倍の給与が支払われることが多い。

・ 職務の変更 : 雇用期間中、従業員の職務変更は、従業員に有利な場合に限り許可される。雇用主は、従業員が会社内で地位低下し、給与を減額する職務に変更することはできない。週労働時間は通常 40 時間を超過しない。

・ 競争と機密性 : 従業員は雇用主と直接競合する事業を行うこと、雇用者の事業や生産方法に関する部外秘または機密情報を漏らし、その情報を使用して雇用者を害することはできない。

・退職および解雇：通常解雇の場合、または従業員による退職の場合は、退職通知が必要である。必要な通知期間はCLAに示され、従業員のレベルと年功度によって異なる。退職金の補償は、従業員の給与、雇用期間、および通常は未払賞与に基づいて計算される。解雇ルールは、雇用されている労働者数、集団解雇か否かによっても異なる。

B) エグゼクティブ契約

エグゼクティブに関する雇用契約は特定のCLAが適用される。契約は無期限でも5年以内の固定期間でも構わず、試用期間は6ヶ月を超えてはならない。各CLAには最低契約給与に加えて、旅費、年功に従う加算およびボーナスが記載されている。しかし一般的に雇用主はCLAに記載されているより高い基本賃金を提供することが多い。

職務の変更や移転は、技術的、組織的、生産的な理由が証明された場合のみ可能で、会社はこの手続きを書面で事前通知する必要がある。

解雇は理由と適切な通知期間を書面で伝えなければならず、この期間は6ヶ月から12ヶ月の間である。通知をしない場合、労働者は追加の補償を受けることができ、解雇が正当化されない場合補填補償が義務付けられている。補償金額は最低給与の8か月—最大22か月間の範囲で、経営幹部が47歳から60歳の間であれば、損害賠償額は給与の2~7ヶ月分増額される。

9. リンク集

www.invitalia.it	内国投資促進政府機関
www.esteri.it	外務省
www.ice.it	イタリア貿易局
www.agcm.it/en	独占禁止法と合併規制
www.sviluppoeconomico.gov.it	経済開発省
www.agenziaentrate.gov.it	税務署
www.lavoro.gov.it	労働省
www.interno.it	総務省
www.governo.it	イタリア政府
www.registroimprese.it	法人登記
www.istat.it	イタリア統計研究所

* これは Marco Mazzeschi 氏 - mm@mazzeschi.it - の 2017 年 10 月執筆原稿を抜粋、妙訳したものである。

執筆者 武田敬子 <http://visajp.com/>